

令和元年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年5月8日 午前10時00分			臨時議長	山本厚一
	閉会	令和元年5月8日 午後3時54分			議長	本田学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	山本厚一	○	8	三輪隼平	○
欠席 0人	2	谷 郁 司	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	3	久保広幸	○			
	4	渡辺三義	○			
	5	多胡裕司	○			
	6	中村佳代子	○			
	7	本田学	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		久保広幸			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 早坂政志			書記 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆		教 育 長	野下純一	
	監 査 委 員	飯尾清				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		総務課長	高橋豊	
	町民課長	芳賀均		産業振興課長	副島俊樹	
	建設課長	清水光明		総務課主幹	空井猛壽	
	教育委員会次長	有田勝彦				
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
		臨時議長紹介
		臨時議長あいさつ
		町長あいさつ
		議員自己紹介
		副町長・教育長自己紹介
		行政委員会説明員自己紹介
		幹部職員紹介
		開会宣言
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		議長選挙
4		会期の決定について
5		副議長選挙
6		議席の指定
7		常任委員の選任
8		議会運営委員の選任
9		十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
10		とちち広域消防事務組合議会議員の選挙
		諸般の報告
11		追加議案等に係る日程の取り扱いについて
12	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて
13	議案第23号	町税条例等の一部を改正する条例
14	議案第24号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
15	議案第25号	監査委員の選任について
16	議案第26号	副町長の選任について
17	議案第27号	教育長の任命について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎臨時議長紹介

○事務局長（早坂政志君） 御起立願います。

おはようございます。

御着席ください。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の最年長者は、山本議員です。山本議員は議長席にお着き願います。

◎臨時議長あいさつ

○臨時議長（山本厚一君） ただいま紹介のありました山本です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○臨時議長（山本厚一君） 初めに、野尻町長から挨拶をさせていただきたいとの申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

陸別町長の野尻でございます。冒頭ですが、さきの町議会議員選挙、皆さん御当選まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げたいと思います。

私ども無投票ではありますが、引き続き2期目町長職に就かせていただくことになりました。1期目は、きょう出席していただいている副町長初め、管理職の皆さん、大変お世話になりました。それとともに議会の皆様にも大変お世話になりました。この場をおかりして、御礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

引き続きですが、陸別町、元気な素晴らしい町づくりをしていきたいと、そのように思っていますので、かわらぬ御声援、御協力、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

きょうは、大変ご苦労さまでございます。

◎議員自己紹介

○臨時議長（山本厚一君） 次に、このたびの選挙で当選されました議員を紹介いたします。

谷議員から、議席番号順に自席にて自己紹介をお願いします。

○谷郁司君 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました、弥生自治会に住んでおります谷郁司です。年齢は71になっております。今回の選挙で5期目の町議ということで町民の負託に応えるべく議会の中で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久保広幸君 おはようございます。久保広幸でございます。2期目の議席を与えていただきました。前期に引き続き、町民の日常生活に直結する課題に取り組んでまいりたいと考えております。これまで同様の御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

○渡辺三義君 皆さん、おはようございます。このたび陸別町町議会2期目を迎えました渡辺でございます。私も、鉄鋼、また、建設業、ちょっと縁などを飾りまして、その経験を生かしながら2期目に向けては幅広い分野で野尻町長を初め、行政の皆さんと一緒に安心して住み続けられる町づくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○多胡裕司君 皆さん、おはようございます。4期目をこのような形で当選をさせていただきました。私は酪農業を営んでおります。陸別町の今年度の農業生産高が初めて60億7,000万ということで、初めて60億円台を突破したということで、これもやはり町のあたたかい御支援、いろいろな皆様の御支援のたまものかなと思っております。

私、昨年3月の定例会の初日に体調を崩しまして、私自身3月定例会を休んだということで非常に考えました。体調のほうもがんが見つかったのですけれども、ステージ1ということで、そんなに大きながんではなかったという早期発見でありました。私自身、体調に考慮しながらまた1期4年間先人とともに頑張っていきますので、どうか皆さんの御支援よろしくお願いいたします。

○中村佳代子君 おはようございます。中村佳代子です。また気持ちも新たにしっかりと勉強を積んで力のある発言ができる議員になれるよう頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○本田 学君 おはようございます。本田学です。小さな町だからこそできる町づくり、そして町民が笑顔になれるように一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○三輪隼平君 おはようございます。今回の陸別町議会議員選挙初当選となりました三輪隼平です。まず、この選挙に立候補した思いとしましては、本当に皆様がつくられてきた陸別町を子供の頃からずっと好きでいたと言う気持ちが自分にとって何よりも大切なものであったということが1番です。

そうして育ったこの町に自分もかかわっていききたいと思い、皆様からいただいたので

あったり、町の外の方、いろんな出会いから学んだものを生かしていきたいを思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山本厚一君 8期目をこのたびの選挙で当選させていただきました山本でございます。本日は臨時議長を務めさせていただきました。よろしく、きょう一日よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（山本厚一君） 以上で、議員の自己紹介を終わります。

◎副町長・教育委員長・教育長自己紹介

○臨時議長（山本厚一君） 次に、初議会でありますので、副町長、教育長より自己紹介をお願いいたします。

初めに、佐々木副町長お願ひします。

○副町長（佐々木敏治君） おはようございます。皆さん、改めまして御当選おめでとうございます。副町長の佐々木です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（山本厚一君） 次に、野下教育長お願ひいたします。

○教育長（野下純一君） おはようございます。教育長の野下純一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎行政委員会説明員自己紹介

○臨時議長（山本厚一君） 次に、行政委員会関係の説明員から自己紹介をお願いいたします。

まず飯尾代表監査委員からお願ひいたします。

○代表監査委員（飯尾 清君） おはようございます。代表監査員を務めさせていただきます。おります飯尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（山本厚一君） 次に、多胡農業委員会会長から自席でお願ひいたします。

○農業委員会会長（多胡裕司君） 皆さん農業委員会の会長を務めております多胡と申します。私の任期は来年の7月で終わります。農業が活気づいておりますので、非常に遊休農地、また耕作放棄地もないということで安堵しております。ますます酪農・畜産の発展がやはり農地の活性化、担い手にも非常に今後力を発揮してくると思っておりますので、どうかひとつ皆さんの御理解・御協力よろしくお願ひいたします。

◎幹部職員紹介

○臨時議長（山本厚一君） 次に、町長部局、教育委員会、農業委員会の幹部職員から自己紹介をお願いいたします。。

○会計管理者（芳賀 均君） おはようございます。会計管理者、出納課長兼町民課長の芳賀均です。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 豊君） おはようございます。総務課長の高橋です。よろしく願いいたします。

○総務課参事（高橋直人君） おはようございます。総務課参事、また、消防署署長をやっております高橋と申します。よろしく願いします。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） おはようございます。保健福祉センター次長及び地域包括支援センター所長並びに保育所長、それから診療所の事務長を仰せつかっております丹野です。きょうは、診療所の所長の高橋、副所長の角熊、看護師長瀧澤が公務のため出られませんけれども、よろしくということでありましたので、あわせて皆さんよろしく願いいたします。

○建設課長（清水光明君） おはようございます。建設課長の清水光明です。よろしく願いいたします。

○産業振興課長（副島俊樹君） おはようございます。産業振興課長の副島と申します。よろしく願いいたします。また、本日、都合により欠席しておりますけれども、産業振興課主幹、石川欣仁がおります。主に商工業を担当します。よろしく願いいたします。

○産業振興課参事（杉本武勝君） おはようございます。産業振興課参事、陸別町商工会派遣、陸別町商工会の事務局長担っております。よろしく願いいたします。

○教育委員会次長（有田勝彦君） おはようございます。教育委員会次長の有田です。よろしく願いいたします。

○農業委員会事務局長（棟方勝則君） おはようございます。農業委員会事務局長の棟方です。よろしく願いいたします。

○総務課主幹（空井猛壽君） おはようございます。総務課主幹の空井と申します。よろしく願いいたします。

○総務課主幹（瀧澤 徹君） おはようございます。総務課主幹を併任します陸別消防署消防課長兼予防課長の瀧澤です。よろしく願いします。

○総務課主幹（藤本拓史君） おはようございます。総務課主幹陸別消防署警防課長をしております藤本です。よろしく願いいたします。

○町民課主幹（宮崎正博君） おはようございます。町民課主幹、宮崎正博といたします。よろしく願いいたします。

○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） おはようございます。保健福祉センター主幹の庄野と申します。よろしく願いいたします。

○保健福祉センター主幹（西田直人君） おはようございます。保健福祉センター主幹、社会福祉協議会事務局長の西田と申します。よろしく願いいたします。

○建設課主幹（佐藤壽一君） おはようございます。建設課主幹の佐藤です。よろしく願いいたします。

○産業振興課主幹（今村保広君）おはようございます。産業振興課主幹、今村と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会主幹（瀧口和雄君）おはようございます。教育委員会主幹の瀧口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会主幹（津幡恵一君）おはようございます。教育委員会主幹、給食センターの所長をやらせていただいております津幡と申します。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山本厚一君）以上で出席者の自己紹介を終わります。

ここで、幹部職員は退席します。

（幹部職員退席）

○臨時議長（山本厚一君）暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

（町民憲章斉唱）

再開 午前10時14分

○臨時議長（山本厚一君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎開会宣言

○臨時議長（山本厚一君）ただいまから、令和元年度陸別町議会第2回臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（山本厚一君）日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、陸別町議会の運営に関する基準第9条の規定により、ただいまの御着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（山本厚一君）日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、谷議員及び久保議員を指名します。

◎日程第3 議長選挙

○臨時議長（山本厚一君）日程第3 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

これより議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(山本厚一君) ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に渡辺議員及び多胡議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(山本厚一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(山本厚一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(山本厚一君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を議席で記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(早坂政志君) 御記入お願いいたします。よろしいですか。

それでは、ただいまから議長選挙の点呼を行います。

2番谷議員、3番久保議員、4番渡辺議員、5番多胡議員、6番中村議員、7番本田議員、8番三輪議員、山本臨時議長には、議長席で投票していただきます。

(投票)

○臨時議長(山本厚一君) 投票漏れはありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(山本厚一君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

渡辺議員、多胡議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(山本厚一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、本田議員8票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、本田議員が議長に当選されました。

(拍手)

○臨時議長（山本厚一君） それでは議長の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（山本厚一君） ただいま、議長に当選されました本田議員が議場にいらっ
しゃいます。

会議規則第33条第1項の規定により当選の告知をします。

○議長（本田 学君） 議長当選に当たり、発言を許可願います。

○臨時議長（山本厚一君） 議長に当選されました本田議員から発言を求められましたの
で、これを許します。

○議長（本田 学君）〔登壇〕 一言御挨拶申し上げたいと思います。

満場一致ということで発表、議員の皆様には御理解いただきまして、議長に当選したと
いうことであります。この議会は、町民が笑顔になり、そして、この町に住み続けて良
かったなというまちづくりができる場所だと思っております。

これからも皆さんの御協力、そして役場の皆さんの野尻町長初め管理職の皆さん、そし
て役場の職員の皆さんの御協力のもと町づくりをしていきたいと思っております。

これからもよろしく願います。(拍手)

○臨時議長（山本厚一君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。

御協力ありがとうございました。

本田議長は議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期の決定について

○議長（本田 学君） 日程第4 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第5 副議長選挙

○議長（本田 学君） 日程第5 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

これより議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（本田 学君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人には6番中村議員及び8番三輪議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（本田 学君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（本田 学君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を自席で記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

記入のほうはお済みでしょうか。

○事務局長（早坂政志君） それでは、ただいまから副議長選挙の点呼を行います。

1番山本議員、2番谷議員、3番久保議員、4番渡辺議員、5番多胡議員、6番中村議員、8番三輪議員。

本田議長には、議長席で投票していただきます。

（投票）

○議長（本田 学君） 投票漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

6番中村議員、8番三輪議員は開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（本田 学君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、久保議員 8 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、久保議員が副議長に当選されました。（拍手）

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（本田 学君） ただいま副議長に当選されました久保議員が議場にいらっしゃいます。会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（久保広幸君） 当選に当たりまして、発言の許可を願います。

○議長（本田 学君） 副議長に当選されました久保議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（久保広幸君）〔登壇〕 副議長に選任されました久保でございます。一言御挨拶を申し上げます。

御承知のように、私は議会活動の経験も浅く、また、浅学非才の身でもありますが、議長を補佐し、町民の期待に応えられる議会づくりを目指してまいりたいと考えております。これまで同様に御指導、御鞭撻、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 議席の指定

○議長（本田 学君） 日程第 6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（早坂政志君） ただいまから、議席を申し上げます。

決定しました議席です。1 番中村議員、2 番三輪議員、3 番久保議員、4 番谷議員、5 番山本議員、6 番多胡議員、7 番渡辺議員です。

繰り返します。1 番中村議員、2 番三輪議員、3 番久保議員、4 番谷議員、5 番山本議員、6 番多胡議員、7 番渡辺議員、以上のおりとなりました。

○議長（本田 学君） ただいま事務局長が朗読したとおりに議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

なお、再開につきましては庁舎内放送でお知らせいたします。
移動してください。

休憩 午前 10時52分

再開 午後 1時40分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（本田 学君） 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務常任委員に中村議員、久保議員、谷議員、山本議員、多胡議員、私、本田を、産業常任委員に中村議員、三輪議員、久保議員、多胡議員、渡辺議員を私、本田を、以上のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

◎日程追加の議決

○議長（本田 学君） 申し上げます。

私は、総務常任委員並びに産業常任委員に選任されましたが、議長の職責上、2常任委員とも辞任したいと存じます。

お諮りします。

この件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

なお、地方自治法第117条の規定により、私、本田は退席し、議長を副議長にかわっていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時45分

○副議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（久保広幸君） 追加日程第1 議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

総務常任委員並びに産業常任委員に選任されました議長から、両常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、両常任委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、委員会条例第7条第1項において、議長は会議に諮って辞任することができる旨を定めているところでもありますので、総務常任委員並びに産業常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

辞任について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員並びに産業常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長（本田 学君） 日程第8 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、中村議員、久保議員、山本議員、多胡議員、渡辺議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会は委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

なお、再開は庁舎内放送でお知らせします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時25分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） 休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長にありましたので報告します。

総務常任委員会委員長に山本議員、副委員長に谷議員、産業常任委員会委員長に渡辺議員、副委員長に三輪議員、議会運営委員会委員長に多胡議員、副委員長に中村議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（本田 学君） 日程第9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、本田を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました本田を、十勝圏複合事務組合議会議員の当選人にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました本田が十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略します。

◎日程第10 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（本田 学君） 日程第10 とちち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

とちち広域消防事務組合議会議員に、本田を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました本田を、とちち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました本田がとちち広域消防事務組合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） 日程第11に入る前に、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

なお、ただいまお手元に配りました諸般報告つづりにありますとおり、総務常任委員会、産業常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

◎日程第 1 1 追加議案等に係る日程の取り扱いについて

○議長（本田 学君） 日程第 1 1 追加議案等に係る日程の取り扱いについてを議題とします。

この件について、議会運営委員会で協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○議会運営委員長（多胡裕司君）〔登壇〕 総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の申し出のとおり、取り扱いにつきまして先ほど開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

この件につきましては、本日の日程に組み入れ、お配りしました日程表のとおり審議することといたしましたので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の件につきまして、日程表のとおり議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の件についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長（本田 学君） 会議を開きます。

◎日程第 1 2 議案第 2 2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（本田 学君） 日程第 1 2 議案第 2 2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 2 2号専決処分の承認を求めることについてです

が、国の交付金との額が確定したことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認めまして、専決処分を行ったところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。内容につきましては、副町長から説明いたしますので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは議案第22号について、御説明を申し上げたいと思います。

3ページをお開きください。

平成30年度陸別町一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、10ページをお開きください。

歳出10ページです。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費25節積立金7,664万1,000円の補正です。この積立金の中には、ふるさと納税にかかる部分の寄附も含められてございます。なお、資料ナンバー1に基金の残高一覧をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いますと思っております。

それでは説明します。ふるさと整備基金積立金14万1,000円は、ふるさと納税にかかる寄附14件です。その下、いきいき産業支援基金積立金1,928万円につきましては、まず歳入でも出てきますけれども、優良家畜導入支援の繰り上げ償還分、牛21頭分が428万円です。それから、補正予算の積立分が1,500万円となります。

ふるさと銀河線跡地活用等振興金積立金2万円についてはふるさと納税分寄附2件です。

町有林整備基金積立金5万円については、同じく、ふるさと整備基金4件分です。

地域福祉資金積立金2,002万円については、ふるさと納税分が寄附2件、2万円、補正積立分が2,000万円です。

公共施設等維持管理基金積立金2,210万円については、補正分の積立分です。

給食センター管理運営基金積立金1,503万円についてはふるさと納税分が3件3万円、補正積立分が1,500万円であります。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費23節償還金利子及び割引料5,000円の減額、国庫補助金等返還金ですが、実は昨年9月定例会で補正予算で5,000円の議決をいただきました。内容は、北海道横断自動車道網走線建設工事に伴う勲祢別地区道営農林地一体化開発整備パイロット事業の勲祢別地区の取得した土地について、用途廃止にかかり国へ3,118円、北海道へ1,361円の補助金を返還する予算措置をして議決いただくところでありますが、この用途廃止にかかる農林水産省との協議が平成30年度中に整う予定でしたが、農水省側との協議がずれこみまして平成31年度にのびるということ

が判明いたしました。それに伴って5,000円を減額いたしまして、当然歳入のほうでも5,000円の減額をする、そういう内容であります。

以上で歳出終わりました歳入の6ページをお開きください。

6ページ歳入ですが、まず2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税ですが、これはそれぞれ国等の交付金の確定に伴う予算を計上してございます。

まず自動車重量税については、確定による減額、69万8,000円です。

2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税についても、これは確定による増19万円の追加補正、3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金、これについても確定による追加の補正の5万7,000円、4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金、これについても確定による追加の交付4万6,000円の補正、次のページに移ります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金、これについても確定による追加の補正18万4,000円です。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金、203万3,000円の追加の補正であります。内訳としては地方消費税交付金122万7,000円の追加の補正、それから社会保障財源交付金80万6,000円の追加の補正となります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金、これも確定に伴う109万1,000円の増となります。

次のページ9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額が20億6,784万5,000円ですが、この内訳は既に普通交付税が確定をしております。18億8,784万5,000円と特別交付税が1億8,000万円でありましたが、このたび新聞等で報道されておりますけれども、陸別町、特別交付税が2億4,810万4,000円に確定しております。

したがって、既に予算計上しております1億8,000万円を差し引いた6,810万4,000円を、今回補正として出ささせていただきました。補正後の額が21億3,594万9,000円の予算となります。

14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉負担金109万3,000円、国民健康保険事業保健基盤安定負担金ですが、実は3月定例会で、国民健康保険税の軽減分で、財政支援分4分の3について確定見込みによるということで133万円の減額をしました。実はこのときに、予算既定額に誤りが後から発見されまして、正しくは23万7,000円の減額すべきところでした。

したがって133万円の減額をしたことによって、109万3,000円ほどの予算不足が生じるということで、今回、調整をさせていただいて109万3,000円を歳入として計上させていただいております。

15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入ですが、町有地売払収入、5,000円の減額ですが、先ほど10ページの農地費で説明をしました用途廃止の協議が整わ

なかったということで5,000円の減額となります。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄付金1目総務費寄附金21万1,000円ですが、まずふるさと整備資金で14万1,000円は先ほど歳出で説明しましたが、ふるさと納税分の寄附14件、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金2万円については、ふるさと納税分の寄附2件。

次のページになります。町有林整備資金5万円についてはふるさと納税分の寄附4件、2節の教育費寄附金3万円については給食センター管理運営資金ですが、ふるさと納税の寄附3件。

3節民生費寄附金、地域福祉基金2万円ですが、これも同じくふるさと納税にかかる寄附2件分でございます。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入、1節家畜導入貸付金収入で優良家畜導入貸付金償還金428万円については、繰上げ償還分の牛21頭分でございます。

以上で、雑駁な説明ですけれども終わりにさせていただきます。

以後、御質問によってお答えしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

失礼しました、1番大事なところを読んでいませんでした。3ページにお戻りください。

3ページの予算書ですが、第1条第1項を読み上げておりませんでしたので追加させていただきます。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,663万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,129万4,000円とする。

以上で、説明を終わりにさせていただきます。。

雑駁な説明で恐縮ですけれども、以後御質問によってお答えしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（本田 学君） これから、議案第22号専決処分の承認を求めることについて、平成30年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は6ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号専決処分の承認を求めることについて、平成30年度陸別町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり承認されました。

◎日程第13 議案第23号町税条例等の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第13 議案第23号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第23号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは私から、議案第23号町税条例等の一部を改正する条例についてを説明いたします。

議案書の11ページをごらんください。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律、平成31年法律第2号のほか、関係する制令及び省令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い町税条例等の改正を行うものであります。

最初に、今回提案しました議案の構成を説明いたします。

今回の改正は、第1条から第5条までの5本立ての内容となっております。まず11ページから19ページ下段までの第1条から第3条までの改正につきましては、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部の改正を段階的に行う内容となっており、19ページ下段から20ページ上段までの第4条の改正につきましては、町税条例等の一部を改正する条例（平成28年陸別町条例第20号）の一部の改正を行う内容となっており、20ページ上段から21ページ中段までの第5条の改正につきましては、町税条例等の一部を改正する条例（平成30年陸別町条例第12号）の一部の改正を行う内容となっております。

なお、町税条例等の一部を改正する条例（平成28年陸別町条例第20号）は、平成2

8年12月定例会において議決をいただいております、町税条例等の一部を改正する条例（平成30年陸別町条例第12号）は、平成30年3月31日に専決処分を行い、平成30年第1回臨時会において承認をいただいております。

また、説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、また、それに伴う条、項の繰上げ等につきましては、説明を簡略化または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明資料として、新旧対照表と改正内容の概要を整理した説明資料を配付させていただいておりますが、議案説明資料のナンバー2の1をごらんください。

この資料につきましては、今回の改正内容の概要を改正条分別、施行年月日別、そして項目別に整理したものであります。この改正概要資料に添って説明をいたします。

最初に、第1条による改正であります。第1条による改正につきましては網掛けのタイトルで、2つの施行年月日、区分に分けられております。

まず公布の日に施行し、平成31年4月1日から適用する部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、改正項目の区分をローマ数字で示しておりますが、7個の改正項目から成り立っております。

まずⅠの個人の町民税の住宅借入金特別控除にかかる規定の改正では、附則第7条の3の2の規定を改正するものです。

その内容であります。まず第1項の規定の改正につきましては、地方税法において個人の町民税の住宅借入金特別控除について平成31年10月1日から平成32年12月31日までの期間に居住の用に供し、かつ消費税10%が適用された場合の控除期間が3年間拡充されたことに伴い規定の整備を行うものです。

次に、第2項及び第3項の規定の改正につきましては、地方税法において個人の町民税の住宅借入金特別税額控除にかかる申告要件が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、Ⅱにつきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、Ⅲの新築住宅等に対する固定資産税の減額措置に係る規定の改正では、附則第10条の3の規定を改正するものです。

内容につきましては、まず第3項の改定につきましては、条文整理に伴う規定の整理でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、第4項の規定の新設につきましては、地方税法において、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置の規定が新設されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、資料2の2になります。

条例附則第10条の3第5項から第7項、第9項及び第10項の規定の改正につきまし

ては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備でありますので説明を省略させていただきます。

次に、Ⅳの平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例に係る規定の改正では、条例附則第10条の4の規定を新設するもので、地方税法において平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものです。

次に、Ⅴの、軽自動車税の税率の特例に係る規定の改正では、附則第16条の規定を改正するものであります。

内容につきましては、まず第1項の規定の改正につきましては、地方税法において軽自動車税の重課の規定が平成31年度に限った規定に改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、第2項から第7項までの規定の改正につきましては、地方税法において、軽自動車税の軽課の規定について平成29年度課税分に係る規定が削除されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、Ⅵにつきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、Ⅶの、東日本大震災に係る固定資産税の特例に係る規定の改正では、附則第22条の規定を改正するもので、地方税法において仮換地等が特定仮換地等に文言改正されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

続きまして、資料2の3になります。

平成31年6月1日に施行される部分につきまして説明いたします。

この部分につきましては、3つの改正項目から成り立っております。

まずⅠの個人の町民税の寄附金税額控除に係る規定の改正では、第23条の規定を改正するもので、地方税法において個人の町民税の寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正がなされたことに伴い規定の整備を行うものであります。

次に、Ⅱにつきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、Ⅲの個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る規定の改正では、附則第9条及び附則第9条の2の規定を改正するもので、地方税法において個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、申告の特例の対象を特例控除対象寄附金とする改正がなされたことに伴い規定の整備を行うものです。

続きまして、第2条による改正であります。

第2条による改正につきましては、2つの施行年月日区分に分かれております。

まず、平成31年10月1日に施行される部分につきまして説明いたします。

この部分につきましては、6個の改正項目から成り立っております。

まず、1番の軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の新設では、附則第15条の

2の規定を新設するもので、地方税法において軽自動車税の環境性能割について税率1%が適用される自家用乗用の軽自動車で、かつ平成31年10月1日から平成32年9月30日までの期間に取得が行われた軽自動車に係る環境性能割を非課税とする特例の規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものです。

次に、資料2の4になります。

IIの軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の改正では、附則第15条の2の規定を改正するもので、附則第15条の2が新設されたことに伴う附則第15条の2の2への条ずれ及び地方税法において軽自動車税の環境性能割の特例について自動車メーカーの不正等により低い税率が適用されたことが判明した場合における賦課徴収の取り扱い方法にかかる規定が新設されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、IIIの軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例に係る規定の改正では、附則第15条の3及び附則第15条の3の2の規定を新設及び改正するものです。内容につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収については、当分の間市町村に代わり都道府県が行うこととされておりますが、各市町村における軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免に係る規定は、統一されていないため、納税義務者や販売業者等に混乱を生じさせないために、非課税及び減免の取扱いを道が規定する自動車税の環境性能割の取扱いと同様にする必要があります。そのため非課税及び減免にかかる規定については、条例の規定にかかわらず道における自動車税の環境性能割の課税免除及び減免の例によるとする特例の規定を整備するものであります。

なお、この改正につきましては、全道統一で改正を行うものであります。

次に、IVの軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の改正では、附則第15条の6の規定を改正するもので、地方税法において軽自動車税の環境性能割について税率2%が適用される自家用の軽自動車でかつ平成31年10月1日から平成32年9月30日までの期間に取得が行われた軽自動車に係る環境性能割の税率を1%とする特例の規定が新設されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

次に、資料2の5になります。

Vの軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正では、附則第16条の規定を改正するもので、地方税法において軽自動車税の種別割の軽課の規定について、平成32年度及び平成33年度課税分に係る規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものです。

次に、VIの軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例にかかる規定の新設では、附則第16条の2の規定を新設するもので、地方税法において軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものであります。

続きまして、平成32年1月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては四つの改正項目から成り立っております。

まず、Iの町民税の申告に係る規定の改正では第26条の規定を改正するもので、地方

税法において個人の町民税の申告について年末調整の適用を受けた給与を有する場合における申告書の記載事項が簡素化されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、Ⅱの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定の改正では、第27条の2の規定を改正するもので、地方税法において個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者にかかる事項が追加されたこと等に伴い規定の整備を行うものです。

次に、資料2の6になります。

Ⅲの個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正では、第27条の3の規定を改正するもので、地方税法において個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者に係る事項が追加されたこと等に伴い整備を行うものです。

次に、Ⅳにつきましては、第26条の規定が改正されることに伴う引用条項の整備でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、第3条による改正であります。

第3条による改正につきましては、二つの施行年月日区分に分かれております。

まず、平成33年1月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、個人の町民税の非課税の範囲にかかる規定の改正でありまして、第12条の2の規定を改正するものです。改正の詳細につきましては、地方税法において個人の町民税の非課税の範囲に前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者が追加されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

続きまして、平成33年4月1日に施行される部分につきまして説明いたします。この部分につきましては、二つの改正項目から成り立っております。

まず、Ⅰの軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正では、附則第16条の規定を改正するもので、地方税法において軽自動車税の種別割の軽課の規定について対象を電気軽自動車等に限った上で、平成34年度及び平成35年度課税分に係る規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものであります。

次に、資料の2の7になります。Ⅱにつきましては附則第16条の規定が改正されることに伴う引用条項の整備でありますので説明を省略させていただきます。

続きまして第4条による改正であります。第4条による改正につきましては、平成31年10月1日に施行される町税条例等の一部を改正する条例、平成28年陸別町条例第20号の改正規定の一部を改正するものであり、二つの改正項目から成り立っております。

なお、本改正は、公布の日施行し平成31年4月1日から適用するものであります。

改正の内容につきましては、まず、Ⅰの軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の改正では、附則第15条の6の規定を新設する改正規定を改正するもので、地方税法において軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、適用期間を当分の間と定める規定の改正がなされたことに伴い規定の整備を行うものであります。

次に、Ⅱの軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正では、附則第16条第1項の規定を改正する改正規定を改正するもので、地方税法において、軽自動車税の種別割の重課の規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものであります。

続きまして、資料2の8になります。

第5条による改正であります。第5条による改正につきましては、平成32年4月1日に施行される町税条例等の一部を改正する条例(平成30年陸別町条例第12号)の改正規定の一部を改正するものであります。

なお、本改正は公布の日施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。この部分につきましては、法人の町民税の申告納付にかかる規定の改正でありまして、第39条の規定を改正する改正規定を改正するものであります。

改正の内容につきましては、法人の町民税の申告納付における大法人に対する電子申告の義務化について、申告書等の提出方法の柔軟化及び災害等により電子申告が行えない場合の措置に関する規定が新設されたことに伴い規定の整備を行うものであります。

以上で、本則における改正規定の説明を終了させていただきます。

続きまして、附則について説明いたしますので、議案書21ページ中段以降をごらんいただきたいと思っております。

まず、附則第1条の規定について説明いたします。この規定につきましては施行期日を定めた規定であります。

冒頭部分を読み上げます。

施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。なお、ただし書き以下の施行期日に関しましては、ただいま個々の説明の中で触れておりますので割愛させていただきたいと存じます。

次に、附則第2条から附則第8条までの規定について説明いたします。この規定につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めた規定でありまして、本改正条例による改正後の町税条例の規定は改正以後の町税等について適用し、本改正条例による改正前における町税等については、なお従前の例による、とする内容であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(本田 学君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第23号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第24号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

○議長（本田 学君） 日程第14 議案第24号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第24号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い所要の改正を行うとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第24号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

先に改正条文を読み上げます。

議案書の25ページをお開きください。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険税条例（昭和27年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項、ただし書き中58万円を61万円に改める。

第23条中58万円を61万円に改め、同条第2号中27万5,000円を28万円に改め、同条第3号中50万円を51万円に改めるであります。

今回の改正の概要を申し上げますと、地方税法等の改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者への国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準額の引き上げを行うというものであります。

それでは改正内容について資料によって説明いたしますので、お手元の議案説明資料ナ

ンバー3の1をごらんください。

まず、課税限度額の引き上げの改正内容につきまして説明いたします。説明資料の(1)をごらんください。最初の四角で囲ったところでは、国民健康保険税が、①医療分と②支援金分と③介護分の合計であることを説明しております。

その下で、①から③それぞれの計算基礎を説明しております。

最初に申しました医療分、支援金分、介護分というのは略称でありまして、正式な課税額の名称を括弧書きであらわしております。

①から③それぞれの課税額で限度額が定められております。右側の太枠の部分がそれぞれの限度額であります。その太枠の、左側が改正前で、右側が改正後となります。

最初に左側の改正前を説明いたします。太枠の上から2段目、改正前の課税限度額は基礎課税額分が58万円、その下、後期高齢者支援金等課税額分が19万円、その下の介護納付金課税額分が16万円ということで、1番上になりますが、下三つを合わせた合計が93万円となっております。

右側の改正後では、基礎課税額分が61万円、後期高齢者支援金等課税額分が改正無しで19万円、介護納付金課税額分が改正無しで16万円ということで、三つを合わせた合計が96万円となっております。

なお、この課税限度額の引き上げによる当町における影響額につきましては、平成31年3月31日時点の情報による試算の結果ではありますが、32世帯が税額が増加し、町全体で申しますと約114万円の税額が増加する試算となっております。

次に、軽減措置の対象枠拡大の改正内容につきまして説明いたします。

説明資料の(2)軽減措置の拡充の表をごらんください。表の中央の欄が基準額とありますが、改正前の基準額で、表の右端の欄が基準額の改正案であります。改正部分は下線で示したところであります。具体的には上から2段目の5割軽減におきまして、軽減判定を行うための基準額を算定する際の計算基礎額が、27万5,000円から28万円となることで、その世帯における被保険者数掛ける増額分の5,000円で計算される金額分の軽減判定基準額が拡大となります。

また、2割軽減におきましては、軽減判定を行うための基準額を算定する際の計算基礎額が50万円から51万円となることで、その世帯における被保険者数掛ける1万円で計算される金額分の軽減判定基準額が拡大となります。

なお、表の左側の軽減後の税額の欄につきましては、参考までに軽減後の金額を記載しております。条例では減額する額を規定しておりますが、この表では減額後の金額を表しておりますので御理解のほどお願いいたします。

また、この軽減措置の拡充による影響額につきましては、正確なところはなかなかわかりづらいところなのですが、以前の事例を鑑みますと若干軽減額が増となる予想をしております。

続きまして、議案書の25ページをごらんください。

附則を読み上げます。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるであります。

なお、この条例案につきましては4月23日に開催いたしました陸別町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますことを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後御質問によってお答えをしていきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号監査委員の選任について

○議長（本田 学君） 日程第15 議案第25号監査委員の選任についてを議題とします。

中村議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので退場を求めます。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時22分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第25号について、提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第25号監査委員の選任についてであります。監査委員の任期満了に伴い、中村佳代子議員を選任しようとするものでございます。

住所は、陸別町字陸別東1条2丁目9番地、生年月日、昭和44年4月29日生まれ、満50歳であります。

御承知のように、中村さんは、平成27年5月から町議会議員として御活躍され、総務常任委員会副委員長として、その職務の重責を全うされております。人物、識見とも申し分のない中村佳代子さんを選任したいと思っておりますので、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第25号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案については、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第26号副町長の選任について

○議長（本田 学君） 日程第16 議案第26号副町長の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時26分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第26号副町長の選任についてでございますが、現議会事務局長の早坂政志氏を選任しようとするものであります。

住所は、陸別町字陸別基線316番地15、生年月日は昭和39年1月27日、満55歳であります。

早坂氏は、昭和57年3月に道立足寄高等学校を卒業、その後、民間企業に就職されましたが、縁あって昭和59年4月に陸別町役場に採用され、以来35年間、現在の議会事務局長、総務課長、保健福祉センター次長兼関寛齋診療所事務長等を歴任され、長きに渡り行政にかかわってまいりました。このように早坂氏は行政経験も豊富であり、人物、識見とも申し分のない方だと思っておりますので、ぜひとも御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わりにさせていただきます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第26号副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第27号教育長の任命について

○議長（本田 学君） 日程第17 議案第27号教育長の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時30分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第27号教育長の任命についてですが、現教育長が令和元年5月8日付けで辞職するため、地方教育行政への組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただき、新たに教育長を任命しようとするものがあります。

新たに、有田勝彦氏を選任したいと考えております。住所は陸別町字陸別東2条1丁目2番地4。生年月日は昭和38年3月14日生まれ、満56歳です。

有田氏は昭和61年3月に仙台大学を卒業後、同年4月に陸別町教育委員会事務局に採用され、現在までの33年間、教育委員会次長、国民健康保険関寛齋診療所事務長、総務課主幹などを歴任し、特に教育委員会勤務では次長職の8年間を含め、17年近く勤務しております。

有田氏は教育行政に精通しており、人物、識見とも申し分のない方だと思っておりますので、ぜひとも御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、このたびの教育長の任命にあたり、任期は前任者の残任期間となっており、本年11月17日までの任期となっております。

以上で終わりにさせていただきます。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第27号教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員会、産業常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

このたび教育長を退任されます野下教育長より、御挨拶の申し出があります。

本件については、登壇の上、発言することを許します。

野下教育長。

○教育長(野下純一君)〔登壇〕 私は、このたび一身上の都合により、本日、教育長を退任いたします。退任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

教育長として約6年6カ月、もとより微力な私が今日まで務めてこられましたのは、議会の議員の皆様と熱い議論を通して、厳しく、また、励ましをいただいたことが大きな支えになってまいりました。また、教育委員会事務局の職員を初め、役場の職員、学校教職員の皆さんの献身的ともいえる日々の課題に向かう姿勢、努力があればこそきょうの日が迎えられたのだと感謝の気持ちでいっぱいであります。更に、多くの町民の方から会うたびに声をかけていただいたことも忘れることができません。

このような支えのもと、私なりに全力を出してきたつもりではありますが、どれだけ皆様の期待に私自身が応えられたかは自信を持って言えるものではありません。

しかし、全国的には大きな教育改革が進められる中で、陸別町としてこの間、給食事業から小中一貫教育まで、今、私がお話しした職員の皆さんが一人一人、そして一つ一つ積み上げ、築き上げてきたものは沢山あります。これは自信を持って、誇りと言えるものであり、町民の皆さんと共有できる財産であります。これは現場で頑張っている誰一人がいなくても、今の姿にはなっていないというふうに思っております。

しかし、忘れてはならないことがあります。4年半前の、小学校の理科の実験中に起きた事故のことであります。このことについては、現在も治療が続いております。御本人さまを初め御家族さまの痛みは取り返しのつかないものでありまして、そのことをお察し申し上げながら、今後とも誠意ある態度をもって対応してまいりたいと考えております。

今後とも引き続き御家族さまに対して、誠意をもってこれまでと変わりなく対応してまいりますとともに、二度とこのような事故が起きないように、安全意識と事故の未然防止について万全をつくしてまいりますので、今後とも御指導をよろしく申し上げます。

最後に、これからも、子供達の未来のために、まちぐるみで共同し、支え合い、きらりと光る子供達を育む活動がさらに充実していくことを願い、町の発展と皆様方の御健康と

御多幸を御祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 続いて、このたび教育長の任命に同意されました有田君から御挨拶の申し出があります。

本件については、登壇の上、発言することを許します。

○新教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会の皆様、陸別町民の皆様、本日教育長の任命の同意をいただきました有田勝彦でございます。本日は、このような貴重な時間を割いていただき誠にありがとうございます。今回、野尻町長より、教育長をとという打診をいただきました。大変身に余る光栄であるとともに、その責務の重さを痛切に感じているところでございます。

今後は、現教育長が進めてきました方針を停滞させることなく、議会の皆様、町民の皆様の御指導、御助言をいただきながら関係者一同協力、連携をして陸別町の教育行政の施行に努めてまいりたいというふうに思っております。ベストを尽くして頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（本田 学君） 続いて、このたび副町長を退任されます、佐々木副町長より御挨拶の申し出があります。

本件については、登壇の上、発言することを許します。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君）〔登壇〕 本日8日付をもちまして副町長としての職務を任期満了により退任することといたしました。

退任に当たり、挨拶の機会をいただきました本田議長初め議員の皆様方に、まずもって厚く御礼を申し上げます。顧みますと、昭和47年7月に公職して以来、職員として39年、副町長として2期8年、47年間勤めてきました。当時の上司、諸先輩達の指導、時には叱咤激励の数々、また、苦楽をともにした良き同僚にも恵まれ、非力な私を助けていただいたこと、時にはささいなことでもけんかをしたり、また、時には励まし合ったり、何かあれば酒を酌み交わして、悩みや愚痴を言い合った仲間がいたからこそ今日まで何事もなく勤めてこれたと思っております。

今、思い出しますと、職員の皆さんには私の勝手な判断で無理なお願いをしたり、仕事上でも無理難題をしていただいたり、その時には嫌な顔せず、快く仕事をしていただいたことに、本当に感謝をしているところであります。

職員の皆さん、大変申しわけなく思っておりますが、お許しをいただきたいというふうに思っております。

名誉町民であります、元町長杉田稔氏、金澤紘一氏、そして再選されました野尻町長と、三代にわたりお使いをいたしました。御迷惑をかけたことも多々あったかと思いますが、今は感謝の気持ちでいっぱいでございます。

加えて歴代の議会議員、また今回の議会議員選挙で再選された議員の皆様には、町政やまちづくりに対する意見や提案など、参考にさせていただいたことが多々ありました。心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私自身、47年間の陸別町職員として職務を全うしたかどうかというのは、議会を初めとする町民の皆さん、職員の皆さんが、判断されることと思っております。ただ、今、印象に残っていることは、唯一、御存じのとおり当町の唯一の公共交通でありました国鉄からの鉄道でありました。第三セクター鉄道ふるさと銀河線が平成18年4月に廃線になったことでもあります。この時、唯一、陸別町が金澤町長を先頭にして鉄道を存続させようと、町民と一緒に存続運動を展開していきまされたけれども、残念ながらその夢は叶いませんでしたが、しかし、沿線自治体、北海道、解散したちほく高原鉄道株式会社の関係者の皆さんなどの御理解と支援があったからこそ、御存知のとおり今現在商工会が運行しているふるさと銀河線陸別鉄道があります。

当町の観光施設になっていることは御存知のとおりだというふうに思っております。連日連夜、商工会の皆さん、あるいは道内、道外のボランティアの方が運行に安全にボランティアで手伝ってもらっていると、そういう状況であります。

また、昨年、陸別町は節目となる記念すべき開町100年を迎えました。盛大に式典、町民参加の主催事業など実施してきました。4月からNHKで放送されている朝の連続ドラマ「なつぞら」は、ドラマ制作100作目ということでもあります。当町でもロケ地として紹介され放送されております。当町の開町100年、同じ100作ということで、何かしら縁を感じますし、身近な番組として毎朝見ております。御存知のとおり4月27日に開業したふるさと銀河線陸別鉄道では、「なつぞら」のラッピング列車を運行しております。話に聞きますと、この連休中は、例年の1.8倍の観光客の方が乗車体験など陸別町にお越しになったと、そういう話も聞いてございます。

さらに、陸別チャレンジプロジェクトの取り組みがあります。薬用植物の調査、研究開発、栽培技術の向上と販売戦略の構築、これらを目指し町内に研究会が出来ました。その研究会が今年度は町内で試験栽培を始めるところまでできました。

また、加工センターを活用した地場産品開発も、鹿肉を使った産品が多々多く製造販売をしているという、一方でまた、町内の生乳を使った陸別低温殺菌牛乳の開発、販売、ミネラルウォーター百恋水の完成など、陸別町をPRする特産品の開発、研究販売がある程度方向付けがされてきたのかなと、そのように思っております。皆様に笑われるかもしれませんが、このチャレンジプロが現在一歩ずつ一歩ずつ前に進んでいるのかなと、そのように思って自負しているところであります。

御存知のとおり平成29年度から国土交通省の支援を受けて取り組んでいます地域プラットフォーム事業、新たな官民連携組織の設立についてであります。令和元年度においても、引き続き、国土交通省から支援を受けることが決定しました。今年度3年目の継続事業として取り組んでいく予定であります。予定どおり取り組んでいきますと、ことし、

年内、または年明け1月ごろまでには、新たな官民連携組織が設立する方向であります。今後とも、関係機関、関係者、国土交通省、コンサルタントなどとも連携を図りながら、その設立に向けて取り組んでいくこととなっております。

しかし、一方ですみね、御存じのとおり、人口減少による当町の場合は自主財源を確保することが大変厳しい状況になってきているのは御存じのとおりであります。あわせて、町の歳入の50%を占める地方交付税も今後一層減額となっていくという見込みになっておりまして、今まで以上に行政運営は厳しさを増してくると、そのように見込まれます。

現在、国は、総務省もそうですが、地方自治体行政の広域行政、広域連携化というものを進めております。陸別町のような小規模自治体にとっては、大変厳しい状況になると、そのように思っております。

議会と行政は、ある面では車の両輪と言われております。情報の共有、意見交換など、当町のような小規模自治体の存亡にかかる問題として、危機感を持って議会の皆さん、職員の皆さん、町民の皆さん、それぞれの立場で知恵と工夫を出し合いながら、町民の皆さんが安心安全に住み続けられるまちづくりを野尻町長を先頭にして、進めていただきたくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

今日まで御指導いただきました皆様方に、改めまして感謝、御礼を申し上げたいというふうに思っております。私は退職後も一町民として陸別町に住み続ける予定でございます。非力ですが、何かお手伝いすることが出来ないか、これからゆっくり考えていきたいなというふうに思っております。

結びになりますけれども、本田議長初め議員の皆さん、職員の皆さんの今後ますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げ、更に陸別町の限りなき発展をお祈り申し上げまして、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうも、長い間ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 続いて、このたび副町長に選任されました早坂君から、御挨拶の申し出があります。

本件については、登壇のうえ、発言することを許します。

早坂君。

○新副町長（早坂政志君）〔登壇〕 このたび副町長に選任をいただきました早坂でございます。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、偉大な先輩である佐々木副町長のあと、大変重く責任ある職であります。熟慮の末、今回受けさせていただくことにいたしました。

陸別町のみならず全国で、大変多難な時代であります。町民の皆さんが安心して、安全に暮らせるまちづくりのために、職員と一緒に、様々な課題に取り組んでいかなければならないと思っております。

これから皆さんの御理解と御協力、また、御指導賜れば幸いです。

簡単ではありますが、私の御挨拶にかえさせていただきます。今後ともどうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（本田 学君） これで、退任・就任の挨拶を終わります。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、今臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。
会議を閉じます。令和元年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午後 3時54分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員